

令和6年

第6回農業委員会通常総会 議事録

(令和6年12月23日開催)

武蔵野市農業委員会

令和6年第6回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和6年12月23日（月曜日）午後3時
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 議事
議案第8号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議事第9号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（貸借円滑化法）に基づく事業計画の決定について
- 4 協議・報告事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (3) 農家見学会について
 - (4) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について
 - (5) 肥料等価格上昇対応臨時補助金について
 - (6) その他 会議等日程
- 5 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	後藤幸治	君
			4番	松本正人	君
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君			
- 6 欠席委員

3番	森田茂紀	君			
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
			14番	櫻井義則	君
- 7 委員以外の出席者 なし

8 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉君
係長	合田宇宏君
主任	森麻衣子君

事務局長 ただいまより令和6年第6回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。
それでは、会長お願いいたします。

会長 では、ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。
本日は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。

事務局長 本日は14名中10名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

会長 署名委員は、11番高橋委員、12番吉野委員にお願いします。

会長 それでは、議事に入ります。
議案第8号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
を上程します。
事務局より説明を求めます。

事務局 [事務局説明]

会長 質疑等ございますでしょうか。

[質疑なし]

では、議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手の確認]

会長 全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、議案第9号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（貸借円滑化法）に基づく事業計画の決定について

を上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何か質問等はございますか。

〔質疑応答〕

5番 北沢委員

農福連携とはどういう形態でやっているんですか。

事務局

民間事業者に通所している利用者が袋詰め作業等を行っています。申請者が工賃を支払っていると聞いています。

会長

10年以上貸すと貸主に補助される制度がありますが、そちらは提案されましたか。

事務局

生産緑地の貸借については、10年以上の長期契約をすると貸主に奨励金が入るという制度があるのですが、賃貸借契約が条件となっています。

市街化区域内の農地は、使用貸借契約が多く、相続時に土地を返却するという条件が強いからです。賃貸借契約にしてしまうと、相続時の土地の返還要件を入れ込むことができません。

奨励金を受け取れるのは最初の1回のみで、毎年もらえるものではありません。

賃貸借契約にして、奨励金を得ると、相続時に土地の返却を受けるのを比較すると、奨励金は高いものではないと思っています。

事務局

契約内容については、貸主とよく話ししてくださいとお話ししたところ、前回同様、同じ内容の3年間で双方合意をいただいたので、この度申請書が提出されたという状況です。

会長がおっしゃるとおり、貸した側にも何かうまみがある補助金に見えなくもないですが、市街化区域だと何か起きたときのリスクを勘案しなければならないので、難しいところではありますが、積極的なご案内は難しいと認識しております。

2番 後藤会長
職務代理者

他市でも新たに貸借を始めたとのことですが、そちらばかりになってしまわず、本市で貸借している農地が保全されるように声掛けをしていったほうが良いと思います。

事務局

武蔵野の農地をやってもらわなければならないので、事務局としても引き続き適宜ヒアリングをしていきたいと思っています。

5番 北沢委員

生産したものはどこに出しているんですか。

事務局

主にある商店街の一角の店舗を借りて、販売を行っています。

11番 高橋委員

JAで販売されているのを見たこともあります。

事務局

大半は、店舗での販売となっていたり、自身の直売所で販売されていたりします。

7番 榎本委員

よく畑を見るが、一生懸命やっています。変わったものを行っている。大したものだなと思って見えています。これからの時期のものも植わっています。

会長

他にはよろしいでしょうか。

では、議案第9号に賛成の方は、挙手をお願いします。

[挙手の確認]

会長

全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

一括して事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

13番 坂本委員

11月24日に確認し、適正に肥培管理されていました。

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

続きまして、

(3) 農家見学会について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご意見等ございますか。

〔質疑応答〕

8番 土屋委員

午前・午後は厳しいという意見もありましたので、定員を増やし、1回にする手法もあるかと思います。

また、受付30分前に来てしまう人もいたので、15分前くらいに来ていただけるようにしたほうがいいと思います。

5番 北沢委員

受け入れた方の感想もお聞きしたいです。

2番 後藤会長
職務代理者

子どもたちに楽しんでいただければ良いと思っています。

13番 坂本委員

今回東エリアを担当しましたが、受け入れてくださった方は、来年もやりたいと言っていました。本人もうれしかったみたいです。

会長

前向きにとらえていただけて良かったです。

今後も農地利用特別委員会で精査して、来年に繋げていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、

(4) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑応答〕

5番 北沢委員

親元就農について、要件を緩和すると言っていました
が、具体的な情報が欲しいと思ひています。

また、東京都に対する意見について、売上を上げることを目的としているのであれば、東京都が、販売価格が上がるような施策を作っていただきたいと思ひます。

事務局

都に対する意見として、そのような支援をしてほしいということを入れ込んでもよろしいでしょうか。

〔一同了承〕

事務局

親元就農については、本日の新聞にも掲載されていましたが、補助は施設・機械に対してと書かれていました。また、3年間で150万円交付される経営開始資金については、要件を緩和するとありました。ただし、国や都がいう現在の親元就農は、親と違う作目にする、所得を分ける、事業承継するといったようなものになっているので、具体的にどこまで緩和されるのかはわかりませんが、その内容によっては、継続して要望していく必要があると思ひます。

2番 後藤会長

親元就農の場合で新規就農になるタイミングというの

職務代理人

を明確に示してほしいと思っています。そもそも親と一緒に経営を行いながら就農した場合がほとんどなので、自身では就農したタイミングというのがわからない場合もあります。そのあたりは理解していただきたいと思います。

親と作目転換をするのではなく、事業承継をできるような支援をしてほしいと思います。

事務局

ご意見については、どこかに入れ込むと共に、1月の地区別検討会でも説明いただければと思います。

会長

基本的に新規就農というのは、農外を指していることが多く、その人たちには補助金が出るのですが、親元就農で、そのままの形態で継ぐ場合は、一切出ない状況です。

要望し続けた結果、国のほうでも親元就農を検討するようになったので、今後も具体的に伝えていく必要はあるのかもしれないです。

国や都は、親元就農者という担い手がいるのに、担い手がいないと言っていますが、そもそもの支援がありません。

5番 北沢委員

収入が増えれば継ぐ人も多いと思う。担い手がいないと言いながら、何も支援がないのが問題だと考えていますので、都にもぜひお伝えしてほしいです。

会長

農外の新規就農者に対して貸借ばかり進めているので、相反することになってしまっていると思います。

この他にご意見等ある方につきましては、年内に事務局までお寄せください。

続きまして、

(5) 肥料等価格上昇対応臨時補助金について事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

せっかくご用意いただいたので、ぜひ活用いただければと思います。

11番 高橋委員

前々回と前回の執行率を教えてください。

事務局

前々回は90%を超える執行率となりました。前回は予算規模が少し大きくなりましたが、60%台の執行率となりました。

前々回で既に肥料をたくさん購入されていた方やそもそも肥料をずっと手元に置いておけないという方もいらしたので、今年は少し増えるのではないかと考えております。

12番 吉野委員

今年の4月以降購入したものが対象で、申請期限は2月末までとのことですが、JAで購入すると翌月末の支払になるので、1月に購入するとなると非常に微妙なタイミングだなと思いました。

納品書は先にもらえるので、それに対応してもらえるとありがたいのですが。領収書等が2月末を過ぎてしまうともったいないかなと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

多く利用していただきたいという気持ちはあり、納品書で処理できればと思うのですが、この2年間で、返品をされているというケースもあり、金額が合わないこともありました。

よくある質問6番に記載のとおり、他の補助金との重複ができないので、その重複確認期間も含め2月末までの申請とさせていただいているところです。

前回は種屋さんで購入されている方も多くいらっしゃいました。

確定申告の時期も近づいておりますので、事前にコピーを取っておいていただくと助かります。

4番 松本委員

12月の議会で決定して、1月に案内するとのこと、JAで購入しようとしても、恐らく申請に間に合わないと思うのですが。

事務局	<p>すぐ納入され、現金払いの方であれば対象になると思います。</p> <p>ただ、実際には支払が2月末を過ぎてしまうものもあると思いますので、その場合は対象外になってしまいます。</p>
11番 高橋委員	<p>締切を延長することはできないんですか。</p>
事務局	<p>そちらについては難しいです。</p>
4番 松本委員	<p>5・6月の議会で決定してもらえるとというのは難しいんですか。</p>
事務局	<p>昨年はそのとおりなのですが、今年は実際にできるかわかりませんでした。ただし、農業委員会からも高騰への対策をしてほしいとのご意見もいただきましたし、他の価格高騰に関する議案も12月議会に上程するというところで、足並みをそろえました。ですので、このタイミングで肥料についても議案を上程し、可決され、短期決戦になったという経緯があります。</p>
11番 高橋委員	<p>予算規模はどのくらいですか。</p>
事務局	<p>300万円です。1年目は200万円でした。1年目と同等くらいにご利用いただければ、いい執行率になると思います。</p>
2番 後藤会長 職務代理者	<p>引き落としのタイミングについて、JAに打診してもらうことはできないんですか。</p>
事務局	<p>物によると思うので、直接JAさんにご相談いただきたいと思います。</p> <p>また、上限額に達するまでは、1回のみでまとめて申請するのではなく、複数回申請することも可能です。</p>
11番 高橋委員	<p>環境保全型の補助金と被ってしまうこともあるんじゃないですか。</p>

事務局 環境保全型補助金は全てが2分の1ではなく、3分の1の補助率のものもあるので、迷うようであれば肥料の補助金のほうを使ってもらおうというケースが多かったようですが、どちらを選択していただいても構いません。

11番 高橋委員 申請農家は何件ぐらいあったんですか。

事務局 40件くらいです。

11番 高橋委員 300万円の算出方法は。

事務局 1年目と2年目は国の交付金があったので、それを原資としていました。事務局で計算をして、1年目の執行率は高かったと思います。ただ、2年目については、資材や種・苗・花粉のようなものも対象にし、申請がもっと増えると考え500万円にしたのですが、あまりよくなかったので、今回改めて計算した結果300万円で予算要求したところでは。

300万円を超えたら申請できないのか、先着順なのか、というご質問をたまにいただきますが、そのようなことはないので、ご申請いただければと思います。

会長 皆様にぜひ申請をいただきたいと思います。

最後に、(6) その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。

事務局 [事務局説明]

11番 高橋委員 最後に値上げをしたのはいつですか。

事務局 段階的に上げていたのですが、ここ3年間は値上げをしていない状況でした。

事務局としては、価格転嫁されていないという状況をもっと知ってもらったほうがいいのではないかという意見がありました。

事務局

確かに受入農家の方によっては、作付けがうまくいかず、申し訳ないといったような声も聞くのですが、皆さんが作られる作物には、相応のコストがかかっているもので、こういったところからご理解をいただくのが良いのではないかと思い、最終的にこの価格になりました。

会長

今回のセンサスは全農家が対象ですよ？

事務局

かつては選挙人名簿の関係で10 a 以上の農家が対象となっていましたが、今回は農地台帳に掲載されている農家全てに情報がいくものと思われまます。

会長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

この後は市長との意見交換会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午後 4 時43分